

長浜市訓令第21号

長浜市委託業務等契約審査委員会規程（平成18年長浜市訓令第31号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第1条中「及び公共的団体」を削る。

第3条第1項第2号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第2項に次の2号を加える。

(3) 法令又は条例、規則、要綱等により相手方選定の基準が規定されている場合

(4) 公共的団体を相手方として公共的な事務事業を委託する場合

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。